

羽幌町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、羽幌町役場における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、羽幌町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設であって、その所在地が羽幌町内にあって、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者施設支援（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 障がい者を多数雇用し、以下の要件をすべて満たす企業等

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

- (4)障害者雇用促進法に規定する自宅等で物品の製造、役務の提供等を自ら行う在宅就業障がい者

4 調達する物品等

羽幌町役場において障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。なお、下記に記載のないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

- (1)物品 食料品、農産品、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
(2)役務 梱包、軽作業、清掃等、その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達の目標

障がい者就労施設等からの調達目標は、毎年度、別に定める。

6 調達の実施のための具体的方策

- (1)障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行う。各部署はその情報を基に可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。
(2)調達にあたっては、予算の適切な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 号又は第 3 号に基づく随意契約制度を活用する。
(3)障がい者就労施設等の事情に配慮し、納期や発注量を考慮する。

7 調達方針及び実績の公表

- (1)本町における調達方針の策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
(2)年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。